

「奈良県新公会堂ライトアップ業務委託」特記仕様書

第1章 共通

第1条 適用

本業務は、「奈良県新公会堂ライトアップ業務委託」という。

第2条 業務目的

奈良県新公会堂及び庭園をライトアップすることで、夜間使用時における魅力を向上させ、コンベンション誘致を図ることを目的とする。具体的には、イルミネーションによる光の演出を行うことにより、しあわせ回廊なら瑠璃絵や、ライトアッププロムナード・なら等で、効果的な演出ができるよう統一感のあるクオリティの高い『奈良県新公会堂ライトアップ』を実施する。また、平時には県内に宿泊する観光客への新たな観光スポットとして公開し、奈良公園の魅力構造を図ることを目的とする。

第3条 業務内容

ライトアップを実施するための、実証実験、デザイン及び実施設計を行い本工事及び設置を行う。

※詳細については第2章以降による。

【奈良県新公会堂ライトアップのデザインコンセプト】

◆奈良県新公会堂全体コンセプト

1. 印象深い景観、忘れられない夜景、また来たくなる奈良
2. 四季折々に趣のある庭園
3. 上品で落ち着いた、美しい光景
4. 彩りのある森
5. 存在感のある水景
6. 夜間でも庭園パーティが安心して楽しめる空間

◆奈良県新公会堂ライトアップ基本方針

1. 奈良県新公会堂全体の安全性を留意し、夜間の景観を光で際立たせる
2. エリア毎の魅力ある部分（屋根、橋、広場、森等）を光で際立たせる
3. 連続した様々な光演出により、飽きの来ない感動する空間を提供する

◆ライトアップデザイン方針

1. 奈良県新公会堂の存在感が強調でき、かつ眺望を強く意識した計画であること
2. 昼間景観や周辺夜間景観とのバランスを意識した照明計画であること
3. 環境に配慮し、適正なエネルギー使用を心掛けること
4. 夜間の庭園パーティ等で、安全かつにぎやかさが出せること

5. 安全を考慮した光環境であること
6. 眩しさを抑制した器具選定、配置計画であること

◆イルミネーションデザイン方針

1. 底冷えする奈良に星が瞬く計画であること
2. 庭園を活かし、散策できる計画であること
3. 職員が設置・移動が出来る仕様であること
4. 環境に配慮し、適正なエネルギー使用を心掛けること
5. 防水性に考慮し、複数年の使用ができること
6. 不具合発生時に対して、対応策を考えること

以上のデザインコンセプトを踏まえ、他に類を見ないライトアップ・イルミネーションの提案を求めます。

【奈良県新公会堂ライトアップの計画設計施工に関する留意事項】

- ① 園内利用者に対して、光害や障害光（グレア）対策を考えること
※歩行者の眼をげん惑するような光をみだりに投射しないこと
- ② 照明施設の配置について、昼間景観に配慮した計画であること
- ③ 環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けていること
※電気代等の維持管理費用の低減を図る
- ④ 照明施設の保守性、安全性及び将来性などの維持管理に配慮した計画であること
- ⑤ 照明施設の設置方法が適切で、歩行者への安全面やいたづら等の対応方法について検討し、安全性を確保できている計画であること
- ⑥ 関係機関との協議調整を迅速に実施し、工程計画及び安全対策を適切に実行すること

第2章 実証実験及び実施設計

第1条 業務内容

業務実施にあたっては、奈良県や電力会社等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うものとする。

1 業務計画書の作成

- (1) 奈良県が示すコンセプトに基づき、奈良県に提示する業務計画を作成するものとする。業務計画作成にあたっては、業務工程、使用灯具などを明確に示すものとする。
- (2) 奈良県等の意見を踏まえ、修正意見等が出された場合は、それに基づき、再度計画書を作成するものとする。

2 実証実験

- (1) 業務計画書に基づき、実証実験をすること。実証実験は、奈良県等の立会確認による意見や改善提案を整理検討のうえ、報告書を提出すること。
- (2) 実証実験を基に、フォトモンタージュを作成し、提示するものとする。

3 デザイン及び実施設計図書の作成

(1) 調査対象の現況把握

奈良県が提供する調査対象の配置図等、現地調査により現況把握を行うこと。

- (2) 奈良県等の意見を踏まえ、最終的なライトアップの計画を策定し、実施設計を実施するものとする。実施設計は、以下に示すものを作成すること。

- 1) デザインコンセプト
- 2) 機器等仕様書
- 3) 機器等配置計画
- 4) 配管、配線計画
- 5) 詳細図面（平面図、断面図等）
- 6) 施工計画（足場等の仮設計画含む）
- 7) 維持管理計画等の設計
- 8) その他必要なもの

4 実施設計条件

実施設計にあたっては、照明施設の保守性、安全性、将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用、及び昼間景観へ配慮したものとするよう考慮すること。

1) 施設の設置位置等

- ① 照明施設等は、歩行者、通行車両などに支障のない位置とすること。
また、容易に通行者などの手に触れることがなく、安全性を考慮した位置とすること。
- ② イベント用演出照明は樹木の成長に合わせ、移動が出来るよう考慮すること。
また、イルミネーションは簡単に設置、撤去できるよう考慮した仕様とすること。
- ③ 電源関連施設、照明施設の設置及び復旧については、法令等を遵守するものとする。設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。
- ④ 設置する照明は、屋外での恒久的な使用に耐えるものとする。

2) 電源引き込み

- ① 新設分電盤を含めた全体電気容量は、50kVA未満とする。新設分電盤には、開閉器を収納するものとする。
但しイベント用イルミネーションはこの限りではない

- ② 新設分電盤を既設分電盤と別系統で引き込むか、あるいは既設分電盤と統合して新設分電盤へ電源を供給するかについては、施設管理者と協議を踏まえて決定するものとする。

3) 盤仕様 (分電盤等)

本業務において、分電盤等を新規に設置する際には、以下の盤仕様を採用する。但し、イルミネーション工事はこの限りではない

- ①形式 鋼板製屋外防水型 (または SUS 製)
- ②配線用遮断器 主幹：MCCB、分岐回路：ELCB
- ③制御回路 年間タイマーによる点灯回路ほか、受託者の演出に必要なもの

4) 現場条件

- ① 歩行者等が器具に触れることを想定し、安全性および悪戯防止を考慮すること。
- ② 施設の設置に際して、既存構造物を加工する必要が生じることが想定される場合、設置方法については庭園管理者と十分な協議を行い、了承を得ること。なお、これに伴い当初の想定から設置手法等が変更になった場合においても受注者の負担により対応するものとする。
- ③ 今回設置するライトアップの効果を向上するために、奈良新公会堂庭園内に設置している既設照明について、軽微な範囲で加工することが可能であるが、その加工については庭園管理者の了承を得るものとし、この加工費等については費用に含むものとする。
- ④ イルミネーションはイベント工事とし、職員が設置できるよう考慮した仕様とすること
- ⑤ 飽きの来ない仕様を考慮すること
- ⑥ 野外パーティの際に設置する杭が埋設配線に刺さらないこと

本ライトアップ施設は奈良新公会堂管理者である奈良県と協議を行い、了承を得るものとする。また、施設引継ぎに際して、奈良県の指定する図面等の資料も本業務において作成するものとする。

5) 器具条件

(1) 正面屋根全体のライトアップ

以下の仕様を満たす機器を調達し、スポットライトは12台構成とする。

① ライトアップ用投光器

設置場所	公会堂前面小山周辺		
仕様	光量	白熱 350 ワット以上 5000K (集積型 LED で多重影が出ないこと)	
	消費電力	36W 以下程度とする	
	角度	中角 15° ×7 台、広角 55° ×7 台を用い、 効率良く配灯のこと (平均照度 5 lx 以上)	
	演色性	Ra84 以上(屋根の色が鮮やかに見えること)	
	その他	グレアを考慮した仕様とする	
		環境に考慮した塗装色とする	
防雨型とする			
調光不要とする			
		器具自体が小型コンパクトであること	

(2) 芝生広場用照明

以下の仕様を満たす機器を調達し、スポットライトは軒下に14台、パーティー用に8台(ポール2箇所取付)を2セット構成とする。

① 芝生広場前方用照明 (軒下14台)

設置場所	公会堂前面軒下		
仕様	光量	白熱 350 ワット以上 3000K 集積型 LED で多重影が出ないこと	
	消費電力	36W 以下程度とする	
	角度	中角 15° ×7 台、広角 55° ×7 台を用い、 効率良く配灯のこと (中心照度 20lx 以上)	
	演色性	Ra85 以上	
	その他	グレアを考慮した仕様とする	
		環境に考慮した塗装色とする (軒下及び庭園側からの照射を考慮する事)	
防雨型とする			
調光不要とする			
		器具自体が小型コンパクトであること	

② 芝生広場後方用照明（ポール設置 8 台）

設置場所		公会堂前面芝生広場周辺（ポール設置）	
仕様	光量	白熱 700 ワット以上 3000K 集積型 LED で多重影が出ないこと	
	消費電力	71W 以下程度とする	
	角度	中角 15° 程度	
	演色性	Ra85 以上	
	その他		グレアを考慮した仕様とする
			環境に考慮した塗装色とする （軒下及び庭園側からの照射を考慮する事）
			防雨型とする
		調光不要とする	
		器具自体が小型コンパクトであること	
	ポールの長さは 4 m 以内とすること		

(3) トイレ通路階段用アプローチライト

以下の仕様を満たす機器を調達し、4 台構成とする。

① 階段用アプローチライト

設置場所		公衆トイレ手前階段	
仕様	光量	22lm 以上 3000K LED 光源で、足元へ光が広がる構造のこと	
	消費電力	5W 以下程度とする	
	演色性	Ra70 以上	
	その他		グレアを考慮した仕様とする
			環境に考慮した塗装色とする （軒下及び庭園側からの照射を考慮する事）
			防雨型とする
			調光不要とする
		器具自体が環境に配慮した構造であること	

(4) 橋ライトアップ

以下の仕様を満たす機器を調達し、2台構成とする。

① ライトアップ用投光器

設置場所		橋
仕様	光量	CDMT35 ワット以上 3000K LED 光源である事
	消費電力	25W 以下程度とする
	演色性	Ra85 以上
	その他	グレアを考慮した仕様とする
		環境に考慮した塗装色とする
防雨型とする		
	調光不要とする	

(5) 芝生広場地中埋込照明

以下の仕様を満たす機器を調達し、30台構成とする。

① ライトアップ用アップライト

設置場所		芝生広場地中各所
仕様	光量	5.2 1m 以上 3000K 乳半パネルなどで光源が直接見えなくなっており、また強化ガラスで保護されていること
	消費電力	5W 以下程度とする
	演色性	Ra70 以上
	その他	グレアを考慮した仕様とする
		環境に考慮した塗装色とする (軒下及び庭園側からの照射を考慮する事)
防雨型とする		
	調光不要とする	
	密閉型で、球切れによるランプ交換が不要であること	

② ライトアップ用アッパーライト

設置場所		芝生広場地中各所	
仕様	光量	CDM-T70W 以上 3000K 強化ガラスで保護されていること	
	消費電力	25W 以下程度とする	
	角度	25° 以下と程度とする	
	演色性	Ra85 以上	
	その他		グレアを考慮した仕様とする
			環境に考慮した塗装色とする (軒下及び庭園側からの照射を考慮する事)
			防雨型とする
		調光不要とする	
		密閉型 (照射方向可変であること) で、球切れによるランプ交換が不要であること イベント時にはライトポールに変更できる仕様とすること	

(6) 演出照明器具 (常設用)

以下の仕様を満たす機器を調達し、126台構成とする。

① 演出照明器具

設置場所		屋外	
仕様	光量	620lm 以上	
	消費電力	49W 以下程度とする	
	本体材質	アルミダイカスト仕様とすること	
	LED 色	Red. Green. Blue 混色 36 個	
	その他		DMX 制御できる事 (専用電源ボックスより供給)
			フルカラー演出できること
			防雨型とする
		調光制御が出来ること	
	IP65 以上でモジュールが交換できること		

② 演出用ショーコントローラ

設置場所	芝生広場地中各所		
仕様	制御信号方式	イーサネット信号 (100BASE-T)	
	制御チャンネル数	512 チャンネル (170 台) ×64 系統	
	年間カレンダー	2035 年 12 月 31 日まで対応可能	
	スケジュール数	最大 32 スケジュール	
	パターン数	ショー：最大 64 パターン アニメ：最大 99 パターン	
	同時演出数	ショー1：パターン、アニメ：8 パターン	
	外部接点入力	16 系統 (無電圧 a 接点) 時刻補正 (無電圧 a 接点)	
	外部接点出力	16 系統 (外部電圧 DC12V~24V)	
	入力装置	演出設定用パソコン (専用ソフト)	
	表示装置	タッチパネル付液晶画面	
	内部記憶装置	シリコンディスク (記憶容量：500MB)	
	実行方式	内部スケジュールによる実行	
		タッチパネル付液晶画面からの手動操作による実行	
外部接点入力によるパターンの呼び出し			

(7) イルミネーション (イベント用)

以下の仕様を満たす機器を調達し、80万球程度の構成とする。

① イベント用イルミネーション

設置場所	芝生広場地中各所		
仕様	LED	5mm 拡散形 LED を使用すること 10cm 間隔に拡散 LED が設置され、10m100 球仕様とすること	
	消費電力	7W/100 球 以下程度とする	
	LED 色	White. WarmWhite. Blue. Cyan	
	電線	黒コードにすること	
	接続数	8set 連結接続ができること	
	その他	職員が設置しやすい、設置方法を考慮すること	
		100V 仕様とすること	
		防雨型、LED 部分は樹脂で覆い被せていること	
調光制御が出来ること			
	IP55 以上が取得していること		

② イベント用演出

設置場所	芝生広場地中各所		
仕様	LED	2chip 3528 SMD 6pcsLED 4 灯を使用する事 照射角度は 120° とすること	
	消費電力	最大 1.44W/1 モジュール 以下程度とする	
	本体材質	PVC 仕様とすること	
	LED 色	Red. Green. Blue 3in1 SMD	
	輝度	White 時、最大 7cd/モジュールとすること	
	その他		職員が設置しやすい、設置方法を考慮すること
			12V 仕様とすること
			PWM 制御できること
			DMX 制御できること
			音楽と同期させる事ができること
			フルカラー演出できること
			モジュールピッチは 150mm、カットレンジは 1 モジュール毎とすること
			最大接続 500 モジュール (1 信号) とすること
			電源供給 50 モジュール毎とする
	防雨型とする		
	調光制御が出来ること		
	IP65 以上でモジュールが交換できること		

5 関係機関協議

本業務では、以下の機関との協議、調整及び申請等が必要であるため、これら関係機関への申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これに伴う費用は、受注者が負担するものとする。

(1) 奈良県並びに奈良県新公会堂管理者

- 1) 照明の設置位置、色及び光量等による通行人への影響、設置箇所や施工計画等に関する協議
- 2) 実証実験や設置工事での仮設計画で必要な規制に関する協議
- 3) 実証実験や設置工事に伴う搬出等の協議

第2条 配置技術者関係

- 1 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」を配置すること。
- 2 ライトアップデザインに関する「ライトアップデザイン責任者」を配置すること。
- 3 実証実験時等において、仮設、設置及び撤去等の行為を伴う場合は、関係する法令に基づき技術者を配置すること。

- 4 上記1、2及び3に記載する各配置技術者は、受注者と特定資本関係（※会社法第2条にいう親会社もこれに含める）を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。
なお、在籍出向者及び派遣社員は、雇用関係にあるとみなさない。
- 5 業務責任者及びライトアップデザイン責任者は、実証実験時には必ず臨場しなければならない。
- 6 第1条「3デザイン及び実施図書の作成」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。

第3条 業務実施上の条件

奈良県よりコンセプトが変わらない範囲で修正の可能性があるため、その意見を取り入れたものに変更すること。

第4条 成果品の提出

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 業務計画書 | 2部 |
| (2) 実証実験結果報告書
(フォトモンタージュ含む) | 2部 |
| (3) デザイン及び実施設計成果品（図面含む） | 2部 |
| (4) 打合せ協議簿 | 2部 |
| (5) 官公庁提出書類 | 2部 |
| (6) その他資料 | 2部 |

第5条 暴力団等の排除について

- 1 受注者は、奈良県暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は契約書第42条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人にしてはならない。
これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し契約書第7条第4項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。
なお、下請契約等の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。
- 2 再委託契約、下請契約の締結等
受注者は、業務の一部を委任し又は請け負わず場合に締結する委託契約書又は下請契約書に契約書「第42条の3」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。
また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。
- 3 奈良県暴力団等排除措置要綱
受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び監督職員への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。
また、受注者から業務の一部を受任し又は請け負った業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合においても、届出等を行うよう当該業者に指導しなければ

ばならない。

届出等がない場合は入札参加停止をすることがある。

第3章 本設工事

第1条 工事内容

本設工事は、実証実験等の結果により作成したデザイン及び実施設計に基づき、関係機関等と調整を行い実施する。

なお、機械設備工事及び電気通信設備工事については、国土交通省編集の「機械工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の最新版を準用するものとする。

第2条 関係機関協議

本設工事实施にあたっては、第2章 実証実験及び実施設計と同様、奈良県、電力会社等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うものとする。

第3条 施工条件

施工条件は、第2章第1条4 デザイン及び実施設計条件の他、以下に示す条件によること。

- 1 平成25年8月5日から始まる「なら燈花会」の期間中に実証実験を行えるよう準備することとし、本設工事完了は平成25年9月末頃とする。
- 2 作業内容については、関係機関との協議により決定すること。
- 3 イベント工事（イルミネーション）は26年1月頃の施工を想定し、設置、撤去費及び設置方法を職員へ指導できる費用・資料を見込むこと（初年度以外は職員が設置）
※実施時期に関しては関係各所と調整を行うこと
- 4 本条件に記載のない事項または疑義のある事項については、奈良県との協議により解決するものとする。
- 5 庭園パーティ用分電盤、パーティ用配線を見込むこと（100V 20A 6回路/200V 20A 2回路）
設置場所については茂みの裏とし、目立たない仕様とすること
- 6 イベント用（イルミネーション）分電盤、配線を見込むこと（100V 20A 70回路程度）
- 7 分電盤はいずれも漏電対策を行い、電源はパーティで使用できるよう考慮すること。
- 8 常設機器はタイマーで自動的に点灯するように調整すること
また、点灯時間が狂わないよう自動補正機能があること
- 9 庭園内埋設配管は、土かぶり300mmとし、埋設シートの設置を行う事、また重量車両等の通行がある場所は別途協議とする

第4条 施設の保全

受注者は、既設構造物を汚染し、またはこれらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

第5条 安全管理

受注者は、工事の安全管理にあたっては、国土交通省編集の「機械工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の最新版を準用する他、下記の事項によらなければならない。

- 1 受注者は、工事の施工にあたり、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。もし、施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、工事事務報告書を提出しなければならない。
- 2 工事中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓及び保安に努めなければならない。
- 3 工事現場へ工事関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、監督職員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- 4 受注者は、豪雨、出水及びその他天災に際しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 5 工事現場の秩序を保つとともに、火災及び盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

第6条 火災保険等

受注者は、工事目的物及び工事材料等について火災保険等に付するものとする。

第7条 完成引渡し及びかし

- 1 受注者は、工事が完成し、完成検査に合格したのちに引渡しを行うものとする。
- 2 受注者は、本工事の引き渡し完了後、建設工事請負契約書第44条第2項に定めるかし担保期間内に、設計、製作及び工事施工の不完全に起因する故障が生じた場合、又はかし調査時において、かし修補の必要が生じた場合、速やかに対応を施し、損害補償を行い無償で取替、修理しなければならない。

なお、現場施工に起因する不具合はもとより、機器設計や製造に係るかしについても、受注者は、速やかに対応を施すこと。

また、受注者は、かし担保期間中に行われる定期点検については、必要に応じてその点検業務に立会いし、点検業者とともに機能保持に努めなければならない。

第8条 準拠すべき主な技術規定

受注者は、機器及び材料を設計し、製作し、施工するに当たり、次の主な諸技術規定を適用するものとする。

- (1) 日本工業規格 (J I S)
- (2) 日本電機工業会標準規格 (J E M)
- (3) 電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (4) 日本電線工業会規格 (J C S)
- (5) 日本照明器具工業会規格 (J I L)
- (6) 日本電気協会内線規定
- (7) 電子機械工業会標準規格 (E I J A)
- (8) 奈良県土木工事共通仕様書
- (9) 公共建築工事標準仕様書、標準図 (大臣官房営繕部監修)
- (10) その他

第9条 監理技術者等について

- 1 建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として監理技術者等を置かなくてはならない。

(A) 元請負人の技術者の配置及び専任について

下請金額の合計	配置する技術者	専任・非専任
3,000万円以上	監理技術者の配置が必要	専任
3,000万円未満	主任技術者の配置が必要	専任(注)

(注) 元請業者の受注金額が2500万円未満の場合は非専任で可

- 2 受注者は、現場工事を施工するために締結した下請負契約の総額が3000万円（建築一式工事にあつては4500万円）以上になるときは、建設業法第26条第1項及び第2項、令第2条の規定により監理技術者を置かねばならない。
- 3 監理技術者等は、工場製作期間中は「専任」、現場工事期間は「専任」かつ「常駐」とする。ただし、受注者自身の工場で製造する主要機器を含む場合、監理技術者等は、工場製作期間中は「専任を要しない」、現場工事期間は「専任」かつ「常駐」とする。
- 4 当初配置された監理技術者等が、現場工事期間に「常駐」ができない場合は、現場工事着手前に監督職員の承諾を得た上で常駐可能な監理技術者等に変更しなければならない。
- 5 監理技術者等の変更は、受注者が当該工事の受注時に登録している建設業の許可業種と同じ監理技術者資格を有する者とする。また、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されていなければならない。
- 6 監理技術者等と現場代理人は兼ねることができる。
- 7 監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。

なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。

第10条 成果品

契約成立後、受注者は、請負必携にもとづき工事関係提出書類を提出する。

なお、次に示す書類は、この記載を優先しなければならない。

1 施工計画書

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 工事概要 | ② 実施工程表 |
| ③ 組織表 | ④ 作業員名簿有資格一覧表 |
| ⑤ 緊急時の体制 | ⑥ 施工・品質管理 |
| ⑦ 安全管理 | ⑧ 仮設計画 |
| ⑨ 安全対策計画表 | ⑩ 産業廃棄物処理計画書 |
| ⑪ その他 | |

2 承諾書

下記の書類及び図面を提出し、承諾・返却を受けた後でなければ、製作及び現場工事施工着手してはならない。

- (1) 各種設計計算書
- (2) 施工仕様書（製作及び据付）
- (3) 施工要領書（製作及び据付）
- (4) メーカーリスト（機器、購入部品、材料）
- (5) 据付平・断面図
- (6) 機器組立構造図
- (7) 配管・配線図
- (8) 単線結線図
- (9) その他、監督職員より要求する図書

3 完成図書

2部

『機械・電気設備請負工事必携 4 完成図書作成要領』及び奈良県の意見等を反映し作成すること。

4 完成図書縮小版（A3背貼り製本）

2部

『機械・電気設備請負工事必携 4 完成図書作成要領』及び奈良県の意見等を反映し作成すること。

5 その他監督職員が要求する書類

必要部数

第11条 業務上の注意事項について

- ① 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- ② 業務実施体制について、配置予定担当者は発注者と密に連絡できる体制をとらなければならない。
- ③ 業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。受注者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに県に返還しなければならない。
- ④ 受注者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上

知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。

- ⑤ 作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。
- ⑥ 業務報告書の提出場所は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室とする。
- ⑦ その他業務の履行に際し疑義が生じた場合は、県職員と協議し、その指示に従わなければならない。

担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室
誘客促進対策係（奈良県分庁舎6階）
TEL 0742-27-8677（ダイヤルイン）
FAX 0742-22-7832